



松戸・松戸東警察署 防犯ワーク (中学生用)

令和6年度
第1号

令和6年5月 日
松戸警察署生活安全課発行

法律を知っている人は強い

新年度が始まり、早2ヶ月が過ぎようとしています、
みなさん新しい生活はいかがですか？
さて、昨年から掲載を始めた「松戸・松戸東警察署防犯ワーク」。
今年度も引き続き松戸警察署ホームページ内に掲載していきます。
今回のテーマはズバリ「法律を知っている人は強い」です。



その1 不良行為少年とならないために

問い：問題文を読み、答えをAからCの中から選びなさい。
(答えが複数となる場合があります。)

① 飲酒と喫煙は何歳からできる？

A：18歳 B：19歳 C：20歳

② 深夜はいかにて補導される時間は？

A：午後9時から翌日の午前6時までの間
B：午後10時から翌日の午前5時までの間
C：午後11時から翌日の午前4時までの間

③ 深夜はいかにて補導されてしまう年齢は？

A：17歳 B：18歳 C：19歳

④ 正当な理由（病気、けが）なく、学校を欠席、
遅刻、早退して店舗での買い物や飲食店での飲食、ゲーム
センターで遊んでいる、公園で友達とおしゃべりしていたら警
察に声をかけられた。どうなる？

A：時間外入店で補導 B：怠学で補導

⑤ 中学生がゲームセンターで遊んで良い時間帯は？

A：午後5時 B：午後9時 C：午後10時



その2 被害者にも加害者にもならないために



問い：問題文を読み、該当する罪名をAからCの中から選びなさい。
(答えが複数となる場合があります。)

- ① スーパーやコンビニエンスストアでお金を払わずに商品を盗んだ。

A：刑法第235条（窃盗）

B：軽犯罪法違反（第1条第5項）

C：千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例違反（第24条）

- ② 学校の授業中にいらいらして先生を殴って骨折させた。



松戸君暴力は
だめだ！



A：刑法第208条（暴行）

B：刑法第204条（傷害）

C：千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例違反（第24条）

- ③ 外出からの帰り道、自宅まで歩くのが面倒だったので、駅近くに
あった無施錠の自転車を取り出した。

A：刑法第235条（窃盗）

B：刑法第256条（盗品譲り受け等）

C：千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例違反（第24条）



- ④ SNSで「気分を変えられるはっばグミ販売中」との投稿をみて、
大麻だと分かっていたが購入した。

A：千葉県薬物の濫用の防止に関する条例違反

B：大麻取締法違反

C：千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例違反（第24条）



- ⑤ オンラインゲームで知り合った人とSNSで交流を深める
ようになった。その中で顔写真から始まり裸の写真など複数の
写真を要求され、送ってしまった。



A：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に
関する法律の被害

B：肖像権の侵害

C：刑法第249条恐喝の被害



- ⑥ 中学の先輩から「短時間・高収入のいいバイトあるよ」と誘われ、
報酬金額にひかれ、誘いにのった。内容は、高齢者の家に行き封筒
を預かってくるものだった。

A：千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する
条例違反（第24条）

B：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

C：刑法246条（詐欺罪）

解答・解説は
別紙参照



防犯ワーク 令和6年度第1号 解答解説(その1)

<解答>

その1 ①C ②C ③A ④B ⑤A



○ その1 不良行為少年とならないように

その1の問題は、どのような内容が不良行為少年として補導されてしまうのかを確認する問題でした。

<その1 解説>

① 答えはC

この問題は、飲酒、喫煙ができる年齢についての問題でした。

20歳未満の者の飲酒は「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第一項」、20歳未満の者の喫煙については「20歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」によって禁止されています。民法改正により、成人年齢は18歳となりましたが、飲酒、喫煙は20歳からです。



② 答えはC、③ 答えはA

夜間の外出時の帰宅時間について考える問題です。千葉県では千葉県青少年健全育成条例(深夜外出の制限)に基づき、18歳未満の少年が深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に正当な理由なくはいかい又はたむろする行為があった場合、補導措置としています。各ご家庭では、同条例にある「青少年を深夜に外出させないように努めなければならない」との定めを踏まえ、中学生という年齢を踏まえた帰宅時間を定めるとともに、「だれと、どこで遊び、何時に帰宅するのか」の確認をお願いします。

④ 答えはB

怠学とは、正当な理由なく学校を欠席、遅刻、早退等をする行為を言います。学校の授業時間帯であるにも関わらず、登校せずに店舗での買い物や飲食店での飲食、ゲームセンターで遊んでいる、公園で友達とおしゃべりしている状況を警察が認知した際には、補導対象となります。

⑤ 答えはA

この問題は、ゲームセンター等への立入れる時間についての問題です。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づき、子どもだけの立入りを「16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時まで」と決められています。

しかし、ゲームセンターへの立入りについては、各学校においてのルール(子ども同士ではいけない)や各ご家庭のルールを確認し、金銭トラブル、交友トラブルと発展しないよう十分に注意をし、保護者の把握のもとで行かせるようにしてください。

防犯ワーク 令和6年度第1号 解答解説(その2)

<解答>

その2 ①A ②A、B ③A、B ④B ⑤A ⑥B、C



○ その2 被害者にも加害者にもならないために

この問題は、少年が巻き込まれやすい犯罪について、確認する問題でした。

なお、事例にあげた「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例第24条」に罰則規定はありません。この内容は「知事及び教育員会は、幼児、児童及び生徒が犯罪の被害者又は加害者にならないようにするため学校等が家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする」です。まさに、この防犯ワークの趣旨です。そのため、使わせていただきました。

<その2 解説>

① 答えはA

万引きという言葉が広く伝わっていますが、店舗の商品を盗むことは刑法の窃盗罪にあたります。初発型非行と呼ばれ、千葉県内でもっとも発生が多い非行です。店舗の商品は商品の製造から販売に至る過程で多くの人の手が必要です。過去には、繰り返し万引き被害にあった店舗が閉店に追い込まれたとの報道もありました。窃盗が、多くの人に迷惑をかけることと理解してください。

② 答えはA、B

この問題は校内暴力を事例としましたが、友達同士、交際している間柄など、様々な関係性の中で相手に暴力を振るえば、刑法第208条の暴行、暴行によりけがをしたら刑法第204条の傷害の罪となります。

③ 答えはA

被害が多く発生している「自転車盗」の問題です。もし、他人の自転車を勝手に乗り出してしまったら、刑法第235条(窃盗)になります。松戸市内では、多くの自転車が盗難被害に遭っています。盗られて悲しい思いをしないように、自転車を駐輪するときは2ロックで駐輪し、被害に遭わないようにするとともに、自転車の施錠による犯罪抑止に御協力下さい。

なお、Bの「刑法256条盗品譲受け等」は盗んだ物を譲り受けることも犯罪です。

自転車はいつでもどこでも ツーロック♪2つの鍵で愛車を守ろう!!



④ 答えはB

大麻については、近年急激に乱用が多くなっている薬物の一つです。「たばこより害が少ない」などとインターネット上等において危険性・有害性を否定する情報が流布されていますが、規制薬物であり、知覚の変化、依存症、他の薬物の乱用につながるおそれ等の大変危険な薬物であることを、正しく理解し、SNS上の投稿内容や友人などからの巧みな誘いに惑わされないようにしてください。

⑤ 答えはA

SNSやネット上でコミュニケーションを取ることは、楽しさがある一方で、面識のない人でも疑うことなく友達だと思ってしまったり、趣味が同じなど共通点があると親近感を持ってしまいがちです。「ネットの向こう側にいる人は良い人を装う悪い人かも」と警戒し、自分から出す情報は後先を考えた行動が大切です。本事例のように被害に遭う少年は男女問わず、ゼロにはなりません。逆に、友達や異性との間で裸の写真などのわいせつ画像を要求することは犯罪です。SNSやネットトラブルで警察に呼ばれ、「悪ふざけ、ノリで、遊びで」と話す少年がいますが、SNSやネット上に一度出てしまった情報はすべてを削除することは難しいことを念頭に今一度、自分のSNS、ネットの使い方を見直してください。

また、各ご家庭では、お子さんが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、お子さんの使い方を確認してください。

⑥ 答えはB、C

昨今、友人や先輩から誘われた少年が犯罪に加担したり、「闇バイト」「裏バイト」等の文言を用いてSNS上で強盗や電話de詐欺等の実行犯を募るといった実態が確認されています。アルバイト感覚で犯罪に加担することがないよう、事例にあるように「短時間、高収入」という内容に飛びつかないようにしてください。受け子や出し子は「刑法」や「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、強盗は「刑法第236条」です。

短時間動画を視聴しさらに内容を深めよう

参考動画

動画で学習～非行防止のための映像教材

https://www.police.pref.chiba.jp/shonenka/eizohkyozai_00018.html

子どもを守ろう。スマホ時代の大人の教科書

https://www.police.pref.chiba.jp/shonenka/sns_01.html



防犯ワーク最新号は千葉県警察サイト「ちば安全・安心メール」でご案内します。
ぜひ、「松戸警察署」を登録して下さいね!



編集後記: 今回は、事例と法律を取り上げました。法律を知っていることは、自分を守ることにもつながります。

ぜひ、法律(ルール)を知り、知ったルールを守って安全・安心な生活にしていきましょう♪(松戸警察署生活安全課)